

「経営規模等評価審査申請の手引き」の改正について

令和6年12月
奈良県 建設産業課

主な改正点

- 1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(令和6年厚生労働省令第119号)により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の発行が行われなくなることとされたことに伴い、同日以降の技術者の常勤性の確認書類について整理しました。
- 2 建設機械の所有及びリース台数の確認書類として、土砂等を運搬する貨物自動車(ダンプ)については、「自動車検査証」ではなく、「自動車検査証記録事項」を添付することを明記しました。
- 3 税務署において、令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつが廃止されることに伴い、提示・添付する確定申告書の押なつの扱いについて明示しました。
- 4 完成工事高の振替(参入)について、振替先・振替元両方の業種につき工事経歴書を添付することを明記するとともに、審査対象年及び直近2年(3年)の積み上げ方について整理して記載しました。
- 5 その他、具体例の時点修正等の所要の修正を行いました。